大阪港	おおさかハーバーレーダー	Ｈ３Ｅ 1,651kHz （注３） 2,019kHz （注２）	午前４時から午後８時までの毎時30分から10分間。ただし、英語を用いる場合は午前４時から午後８時までの毎時20分から10分間。また、緊急を要する情報については随時	⑴　阪神港堺泉北区及び大阪区（それぞれ港則法施行規則別表第一に掲げる阪神港堺泉北区及び大阪区の港区をいう。以下この項において「港内」という。）における船舶の交通の制限又は禁止の状況 ⑵　港内を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況 ⑶　浜寺水路、堺水路、南港水路及び大船橋以西の木津川運河水面（それぞれ港則法施行規則別表第四に掲げる阪神港の浜寺水路、堺水路、南港水路及び大船橋以西の木津川運河水面をいう。以下同じ。）における港内信号の現状及び予告 ⑷　大船橋以西の木津川運河水面を航行する総トン数300トン以上の船舶、南港水路を航行する総トン数5,000トン以上の船舶、堺水路を航行する総トン数3,000トン以上の船舶及び浜寺水路を航行する総トン数10,000トン以上の船舶の水路入航予定時刻、船名、総トン数等 ⑸　港内に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況 ⑹　大阪中央突堤における天気、風向、風速及び視程の状況 ⑺　港内における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況 ⑻　港内を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況 ⑼　その他船舶の航行の安全上必要な事項
江埼	おおさかマーチス	Ｈ３Ｅ 1,651kHz （注３） 2,019kHz （注２）	毎時15分及び45分からそれぞれ15分間。ただし、英語を用いる場合は毎時０分及び30分からそれぞれ15分間。また、緊急を要する情報については随時	⑴　明石海峡航路（法別表に掲げる明石海峡航路をいう。以下この項において「航路」という。）における船舶の交通の制限の状況 ⑵　生石鼻灯台（北緯34度16分３秒東経134度57分）から田倉埼灯台（北緯34度15分54秒東経135度３分42秒）まで引いた線、江埼灯台（北緯34度36分23秒東経134度59分36秒）から328度30分に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（以下「大阪湾海域」という。）並びに江埼灯台から328度30分に陸岸まで引いた線、雁子岬、雁子岬から272度に引いた線が取揚島東端と松島東端とを結ぶ線と交わる点及び取揚島東端を順次結んだ線、取揚島北端から網崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域（以下「播磨灘海域」という。）を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況 ⑶　長さ160メートル以上の船舶及び物件えい航船（法第22条第４号に規定する船舶をいう。）等の航路入港予定時刻、船名、総トン数等 ⑷　航路及びその付近の海域における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況 ⑸　大阪湾海域、播磨灘海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況 ⑹　江埼における風向、風速及び気圧並びに地蔵埼における風向及び風速 ⑺　航路及びその付近の海域において霧等が発生した場合における視程の状況 ⑻　航路における潮流の状況 ⑼　大阪湾海域及び播磨灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況 ⑽　大阪湾海域及び播磨灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況 ⑾　その他船舶の航行の安全上必要な事項
下津井	びさんマーチス	Ｈ３Ｅ 1,651kHz （注３） 2,019kHz （注２）	毎時０分及び30分からそれぞれ15分間。ただし、英語を用いる場合は毎時15分及び45分からそれぞれ15分間。また、緊急を要する情報については随時	⑴　法別表に掲げる備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路（以下この項において「航路」という。）における船舶の交通の制限の状況 ⑵　水島港の港内航路（港則法施行規則別表第二に掲げる水島港の港内航路をいう。以下同じ。）における船舶の交通の制限又は禁止の状況 ⑶　蓬埼灯台（北緯34度35分58秒東経134度８分18秒）から小豆島蕪埼まで引いた線、大角鼻灯台（北緯34度26分２秒東経134度20分12秒）から馬ケ鼻灯台（北緯34度21分３秒東経134度15分２秒）まで引いた線、讃岐三埼灯台（北緯34度15分41秒東経133度33分30秒）から大飛島西